

徳島県告示第五百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和四年八月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

株式会社豊結会	名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称		指定に係る事業所の所在地	変更年月日	
			旧	新			
三九三	阿南市那賀川町小延	徳島市那賀川町小延	旧 ou 国府 ou 国府 ou 国府 ou 国府 ou 国府	新 ou 国府 ou 国府 ou 国府 ou 国府 ou 国府	徳島市国府町府中五 九二七	徳島市東吉野町二丁目一六	令和四年五月一日